



いよいよ来年4月から、全介護事業所に事業継続計画（BCP）の策定が義務付けとなります。不測の事態はまさに突発的に起こるもの。だからこそ平時から誰が読んでも理解できる記録であることが非常に重要となります。今回はF-SOAIPによってコロナ禍でも利用者本位の支援が継続できた事例を紹介します。必見です。

今後の災害や不測の事態に備えてBCPに F-SOAIP活用を提言 ～コロナ禍での検証をミクロ・メゾ・マクロレベルで検討～

メディカルホットライン(株)(さいたま市) ひかり居宅介護支援事業所 管理者 関谷喜代美

不測の事態！ 担当者が変わっても支援が継続

令和3年度の介護報酬改定により、業務継続計画（以下、BCP）が義務化されました。BCPは、3年間の経過措置があり、2024年3月までは努力目標とされますが、2024年4月からは義務化となります。

本稿では、新型コロナウイルス感染症下で感染者が発生し、職員不足で業務を継続するなかで、居宅介護支援事業所におけるF-SOAIPを活用した支援経過記録がどのように役立てられたのか、今後、BCPにどのように活用できるのかを実践をもとに紹介します。

居宅介護支援事業所では、個別の介護支援専門員が担当する利用者のケースについては一定の把握をしていますが、同じ事業所内でも、他の介護支援専門員が担当する

ケースにふれることが少なく詳細な情報を得る機会が少ないという問題があります。しかしこのままでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の減少や業務調整が必要になった場合、利用者や家族などの支援継続が困難になることが予想されます。

こうした状況のなかでも、居宅介護支援事業所内でF-SOAIPを活用した支援経過記録を追跡することで、利用者の生活状況や支援内容を迅速に把握することが可能となります。それは、F-SOAIPが支援の言語化および可視化が可能な項目立てに

なっていることで、担当介護支援専門員が利用者支援を展開している様子が明確に伝わる記録であるという特徴をもっているからです。

コロナ禍における ミクロレベルのF-SOAIP活用例

実際に新型コロナウイルス感染症下で他の介護支援専門員の支援経過記録をもとに対応したケースをご紹介します。（図1）

図1 F-SOAIPを活用した支援経過記録

- F：毎日の電話訪問による状況把握。
S：体調が悪いので買い物に行けない。食べものがないと死んでしまう。
O：食べ物は、ヘルパーや民生委員が確認したところ冷凍庫などに沢山入っていた。
O（ヘルパー）：ご飯を炊いた形跡もあった。
A：ひとり暮らしの寂しさから、甥子さんへ電話をしている様子。
I：ヘルパーや民生委員と情報を共有する。遠方の甥子さんへ施設等の入所の支援をお願いしている。
P：本人が困らないようにこちらから毎日連絡を続けること。

F-SOAIPの6項目の意味すること

F：タイトル S：主観的情報（利用者等の言葉） O：客観的情報 A：考えたこと I：対応したこと P：予定